

蒲郡商店街振興組合区域内の空き店舗を活用して新規出店を予定している方で補助を希望される方を以下のとおり募集します。審査により選ばれた方には補助金を交付します。なお、応募する際は、蒲郡商店街振興組合空き店舗対策事業費補助金要綱を必ずご確認ください。

■ 1 事業の目的

蒲郡商店街に賑わいを創出し、集客により活性化を図るため。

■ 2 補助対象者

蒲郡商店街区域内の空き店舗において事業を始められる方で下記の要件を満たす方。

- (1) 集客の見込まれる店舗で、小売業、飲食業、サービス業又はそれに類する業種であること。ただし、風俗営業、貸金業等、商店街の清浄な環境を害する恐れのあるものは除く。
- (2) 下記項目の応募条件をすべて満たしている方。

■ 3 応募条件

補助対象者のうち応募できる者は以下のすべての要件を満たす個人・法人とする。

- (1) 蒲郡商店街区域内にある空き店舗で開業される方で、事業の開始及び営業に必要な計画性と資金面での裏付けを有すること。※原則、対象区域内で事業を営んでいる方については、現在の営んでいる店舗での営業を継続しつつ、別の空き店舗で開業する場合に限る。
- (2) 開業前であること
- (3) 補助決定後は原則として3か月以内に開業すること。
- (4) 原則として、当該物件において3年以上継続して営業する見込みのある方。
※契約期間を3年以上とする賃貸借契約を結ぶことが望ましい。
- (5) 開業後においては、蒲郡商店街振興組合及び各発展会に加入し、商店街活動に参加すること。
- (6) 納期の到来している税金を全て納めていること。

■ 4 補助内容

対象経費・・・・・・当該年度中に支払った空き店舗等の賃借料

補助率・・・・・・100%

補助金額上限・・・・30万円

補助対象期間・・・・開業の日から当該年度末まで、もしくは対象経費が30万円に達するまでのいずれか早い期日

■ 5 応募方法

蒲郡商店街振興組合空き店舗対策事業費補助金助成申込書に以下の必要書類を添えて、開業前にお申し込みください。

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 賃貸借契約書（若しくは仮賃貸借契約書）の写し、又は転貸借契約書（若しくは仮転貸借契約書）の写し
- ・ 空き店舗の位置図
- ・ 空き店舗の写真
- ・ 商業登記簿謄本（法人の場合、直近3か月以内のもの）、住民票の写し、未納のない証明書
- ・ 現在事業を営まれている方は、直近2期分の決算書（決算後6か月経過しているときは3か月以内の試算表）
- ・ その他理事長が必要と認めた書類

■ 6 採択件数

最大2件。

※ただし、審査の結果、2件に満たない場合があります。

■ 7 審査

当事業は、単に空き店舗への出店を促すものではなく、商店街の活性化に特に高い効果を生むであろう事業者の出店を期待するものです。そのため、商店街の回遊性向上への貢献度、地域経済や商店街活性化への寄与度、地域や商店街への貢献度、事業の継続性等に着目して、特に効果が高いと判断した事業に対してのみ補助を行います。そのため、採択件数は2件に満たない場合があります。審査は、商店街内で組織する審査会において、書類審査及び面接により選考を行います。

※審査の結果、補助の対象とならない場合があります。また、審査の内容等に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

■ 8 注意事項

応募前に開業している場合は補助の対象外です。応募後、交付決定前に開業する場合は補助対象となりますが、審査の結果によっては必ず補助金が受けられるわけではありません。交付決定前に開業される場合はその点を十分ご注意ください。

《手続きの流れ》

募集・応募期間

当年度内



審査会

随時開催



交付決定



開業

補助金交付決定通知以降

※応募後交付決定前に開業した場合も補助対象となります。ただし、その場合は必ず補助金を受けられるわけではないことをご了承ください。



実績報告

補助対象期間が終了したときから20日以内、もしくは翌年度の4月5日までのいずれか早い期日までに実績報告書を提出していただきます。商店街は、実績報告書に基づき、補助金額を確定します。



補助金請求

補助金額の確定後、補助金請求をしていただきます。



補助金支払

■応募・問合せ先

蒲郡市役所産業政策課（新館2階）